

平成22年5月18日

各位

株式会社生産技術代理人

弁護士 山本一三 同 澤田儀一 同 木下 実  
同 栗宇一樹 同 山田 博 同 松井清隆  
同 渡辺和也 同 今井知史 同 山田晃久  
同 矢野亜紀子 同 米田圭吾

### 事業譲渡許可決定・代替許可決定のお知らせ

拝啓 平素、弊社の業務に格別のご尽力を頂き、誠に有難く厚く御礼申し上げます。また、本再生手続きにつきまして、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

さて、弊社は、富山地方裁判所平成21年（再）第2号再生手続開始申立事件において、平成22年4月20日、株式会社レンタルのニッケン（以下「ニッケン」といいます。）との間で事業譲渡契約を締結する（以下「本件事業譲渡」といいます。）とともに、富山地方裁判所に対して本件事業譲渡許可及び事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可（以下「代替許可」といいます。）の各申立を致しました。

多数の債権者から賛成を頂戴した上、平成22年5月14日、富山地方裁判所から、本件事業譲渡の許可及び代替許可の各決定をそれぞれ頂戴致しましたので、その旨ご報告致します。

かかる許可を受けて、ニッケンと弊社は、平成22年6月1日、本件事業譲渡を実行する所存です。

今後とも本再生手続きにご協力賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具